「しらさぎ会」会則

第一章 総則

- 第一条本会は「しらさぎ会」と称し、熊本県立八代工業高等学校溪烽会の関東支部とする。
- 第二条 本会は関東地区に在住する同窓生を以って組織し、事務所は会長宅に置く。
- 第三条 本会は会員相互の親睦と母校の隆昌に励み、さらに社会公共のために尽くすことを目 的とする。

第二章 会員

第四条 本会の会員は熊本県立八代工業高等学校の卒業生で関東地区在住者とする。

第三章 事業

第五条 本会はその目的を達成する為に次の事業を行う。

- 一、 原則として、2年に1回程度の定期総会を開催し懇親をはかることとし、必要に応じて臨時総会を開く。総会は適時に役員会で決定し開催する。
- 二、臨時に会誌(報)を発行する。
- 三、 会員相互の親睦をはかるために必要な行事を行う。

第四章 役員・役員会等

第六条 本会は次の役員を置く。

一、会 長 1名 二、副会長 3名以内

三、事務局 3名以内 四、監 査 2名

他に地区別学年別等の監事を適宜増員できるものとする。

第七条 役員の任期・交代・業務引継ぎ等

- 一、 任期は1期2年とする。再選兼任をさまたげないが、3期程度を限度とする。
- 二、 役員の選出は役員会で行い、次の総会において承認を受けるものとする。
- 三、 業務引継ぎは新役員を選出後速やかに行うものとする。

第八条 役員会

役員会は必要に応じて随時開催する。

第五章 相談役・顧問

第九条 状況に応じ、相談役,顧問等を置くものとする。

第六章 会計

第十条 本会の収入は総会会費、臨時会費及び寄付とする。

第十一条 役員会の決定に基つき、必要に応じて臨時会費を徴収する事ができるものとする。

第十二条 本会の支出は会長または役員会の承認により行うものとする。

第七章 附則

第十三条 本会の会則の改正は総会出席人員の三分の二以上の賛成を必要とする。

第十四条 本会の会則は昭和52年3月6日より有効とする。

平成 10 年 7 月 26 日 改定 平成 27 年 2 月 15 日 改定